

広島県告示第八百三十八号

令和三年広島県告示第千五十二号（公共測量の実施）及び令和四年広島県告示第百十号（公共測量の変更）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、広島市長から通知があった。

令和四年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

二 作業期間

（変更前） 令和三年十一月二十四日から令和四年九月三十日まで

（変更後） 令和三年十一月二十四日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市安佐南区大塚西四丁目から広島市西区己斐本町一丁目まで